

公益社団法人愛知県看護協会 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人愛知県看護協会（以下「本会」という。）が保有・管理する財産・物品・印刷物・ホームページなどの資産（以下「保有資産」という。）に、民間企業等が広告を掲載し広告媒体として活用することに関し、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

(目的)

第2条 保有資産に広告を掲載し広告媒体として活用することにより、新たな財源を確保し、会員サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は広告は掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 当該広告事業の内容を、本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (11) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 反社会的勢力が関与すると認められるもの
- (15) その他、広告掲載を行う広告として不相当であると本会会長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料及び選定方法等については、別途定めるものとする。

(審査)

第5条 掲載する広告の可否については、本会の円滑な運営をするために必要な事項について協議・検討を行うことを目的とする運営会議において審査する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、運営会議で別途定める。

附則

この要綱は、平成31年1月28日から施行する。